

意見書第1号

令和6年度以降の本州四国高速道路を含む「全国共通料金制度」の 継続を求める意見書

高速道路料金については、地域間格差のない全国一律の利用しやすい料金体系とすることが肝要であるが、本州四国連絡高速道路（以下「本四高速」という）は、NEXCO区間と異なる料金体系となっていたことから、関西広域連合議会をはじめ、関係府県市が連携し、格差是正を求めた結果、平成26年4月、「全国共通料金制度」が実現した。

これにより、本四高速が利用しやすくなった結果、人口減少が進む中、平成29年には明石海峡大橋、平成31年には大鳴門橋の累計交通量が、それぞれ2億台を突破するなど、関西はもとより、全国との往来により、本四高速の交通量は、順調に増加（コロナ禍の影響を除く）し、全国への経済波及効果が年間約2.4兆円に達するなど、本四高速が地方創生や分散型国土づくりに欠かすことのできない「観光や物流の大動脈」になっている。

しかしながら、本四高速を含めた現行の「全国共通料金制度」は、当面10年間（平成26～令和5年度）の時限措置であり、国・地方が総力を挙げて地方創生に取り組む中、再び実現以前の料金となれば、本四高速が全国一律の高規格道路料金体系から切り離され、本州四国間の「人」や「モノ」の交流が減少し、地方創生や分散型国土づくりへ悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、2025年大阪・関西万博やポストコロナ新時代に向け、本州四国間の「人」と「モノ」の交流拡大を図り、経済波及効果を持続的に発展させるため、令和6年度以降も本四高速を含めた「全国共通料金制度」を継続することについて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月4日

関西広域連合議会議長